

八街市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車乗車用ヘルメットの着用促進のため、千葉県自転車乗車用ヘルメット着用促進事業補助金を財源の一部とし、予算の範囲内において、八街市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、八街市補助金等交付規則（昭和52年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造され、以下のいずれかの認証等を受けたものをいう。
 - ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
 - イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
 - ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク
 - エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク
 - オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク
 - カ その他アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、市長が認めるもの
- (2) 使用者 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する本市の住民基本台帳に記録されている者で、ヘルメットを使用する自転車利用者をいう。
- (3) 保護者 子どもの親権を行う者、後見人その他の者で子どもを現に監護

する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する使用者又は保護者とする。ただし、保護者は、使用者のヘルメットの購入に要する経費を負担した場合又は未成年者が使用するヘルメットに係る申請をする場合に限る。

(1) 補助金の交付申請の際、本市に居住し、かつ、住民基本台帳法に規定する本市の住民基本台帳に記録されている者

(2) 補助金の交付を申請する年度の2月末日（土日祝日の場合は前開庁日）までにヘルメットを購入した者

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、ヘルメットの購入費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、ヘルメット1個当たり2,000円を上限とする。

2 前項に規定する額に100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、使用者1人につき1個、1回限りとする。

(補助金の申請及び請求)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、八街市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書（本人申請用）（別記様式第1号）を、市長に提出しなければならない。ただし、保護者が申請する場合は、八街市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書（保護者申請用）（別記様式第2号）を提出するものとする。

2 自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) ヘルメットの購入に係る費用の領収書その他支払の完了が確認できる書類の写し

(2) 購入したヘルメットが第2条第1号アからカまでのいずれかの認証等

- を受けていることが確認できるカタログ、パンフレット、説明書等の写し
- (3) 申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）の写し
 - (4) 補助金の振込先口座が確認できるもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認めるもの

3 第1項の規定による補助金の申請は、ヘルメットを購入した年度の2月末日（土日祝日の場合は前開庁日）までに行わなければならない。

（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、前条第1項の規定による交付申請があったときは、速やかに内容を審査のうえ、補助金の交付の可否を決定し、八街市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金決定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 規則第14条の規定にかかわらず、前項に規定する補助金の交付の決定をもって補助金の額を確定したものとみなす。

3 規則第15条の規定にかかわらず、前条第1項に規定する補助金の交付の決定をもって補助金の交付の請求があったものとみなす。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 令和6年度分の八街市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金については、第3条第2号中「補助金の交付を申請する年度内に」とあるのは「令和6年7月1日以降に」と読み替えて適用する。

別記

様式第1号（第6条第1項）

年 月 日

八 街 市 長 様

八街市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書（本人申請用）

八街市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、次のとおり、申請（請求）します。また、補助金の審査に必要な範囲で、住民基本台帳の記録情報を調査し、利用することを承諾します。

申請者	住 所	(〒 -) 八街市
	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	電話番号	
購入したヘルメット	安全認証 いずれかに○	SG・JCF・CE・GS・CPSC その他 ()
	購入金額	円 (税込額)
補助申請（請求）額※1		円
補助金の振込先※2	金融機関名	銀行・信金・信組・農協
	本・支店名	本店・支店
	口座番号	普通・当座 No.
	フリガナ	
	口座名義人	

※1 補助申請額は、ヘルメット購入費の2分の1（100円未満の端数切り捨て）1人1個当たり上限2,000円。

※2 補助金の振込先は、申請者本人の口座名義の情報を記入。

【添付書類】

- ヘルメットの購入に係る費用の支払完了が確認できる書類の写し
※領収日、領収金額、購入店、品名・品番等
- ヘルメットが認証等を受けていることが確認できる書類（カタログ、パンフレット、説明書等）の写し
- 申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）の写し
- 補助金の振込先口座が確認できるもの（通帳又はキャッシュカード等）の写し
- その他

八 街 市 長 様

八街市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書（保護者申請用）

八街市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、次のとおり、申請（請求）します。また、補助金の審査に必要な範囲で、住民基本台帳の記録情報を調査し、利用することを承諾します。

申請者 (保護者)	住 所	(〒 -) 八街市		
	フリガナ 氏 名			
	生年月日	年 月 日		
	電話番号			
購入した ヘルメット	フリガナ 使用者氏名			
	生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	保護者との関係			
	住 所			
	安全認証 いずれかに○	SG・JCF・CE・ GS・CPSC その他 ()	SG・JCF・CE・ GS・CPSC その他 ()	SG・JCF・CE・ GS・CPSC その他 ()
	購入金額	円 (税込額)	円 (税込額)	円 (税込額)
補助申請（請求）額※1	① 円	② 円	③ 円	
補助申請（請求）合計額	(①+②+③=) 円			
補助金の 振込先※2	金融機関名	銀行・信金・信組・農協		
	本・支店名	本店・支店		
	口座番号	普通・当座 No.		
	フリガナ			
	口座名義人			

※1 補助申請額は、ヘルメット購入費の2分の1（100円未満の端数切り捨て）1人1個当たり上限2,000円。

※2 補助金の振込先は、申請者本人の口座名義の情報を記入。

【添付書類】

- ヘルメットの購入に係る費用の支払完了が確認できる書類の写し
※領収日、領収金額、購入店、品名・品番等
- ヘルメットが認証等を受けていることが確認できる書類（カタログ、パンフレット、説明書等）の写し
- 申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）の写し
- 補助金の振込先口座が確認できるもの（通帳又はキャッシュカード等）の写し
- その他

様

八街市長

八街市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金決定通知書

八街市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金の申請について、下記のとおり決定しましたので、八街市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

1 交付決定

交付決定額	円
振込先	
振込予定年月日	

2 不交付決定

理由